

重要事項説明書〈通所介護〉

通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第105条（準用）に基づいて、当事業者が利用者等に説明する事項は次の通りです。

第1. 事業者、利用施設

事業者の名称	社会福祉法人 弥富福社会
法人所在地	愛知県弥富市大藤町5番地3
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 山田耕二
電話番号	0567-65-5531

施設の名称	デイサービスセンター輪中の郷
施設の所在地	愛知県弥富市大藤5番地3
管理者氏名	所長 伊藤公一
電話番号	0567-66-1170
ファックス番号	0567-65-5536

第2. 利用施設で実施する事業（愛知県知事の事業指定）

サービス種別	利用定員	事業所名称	介護保険事業者番号	指定年月日
通所介護	30名	デイサービスセンター輪中の郷	2375600703	平成12年2月29日

第3. 運営方針

- 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第4. デイサービスセンター輪中の郷の概要

◇建物構造：鉄筋コンクリート造3階建て1階の一部 ◇面積：374.29㎡

◇主な設備

設備種類	室数	面積	設備種類	室数	面積	設備面積	室数	設備種類
食堂	1	94.74㎡	機能訓練室	1	85.15㎡	浴室	1	54.24㎡
脱衣室	1	31.16㎡	トイレ	4	33.01㎡	静養室	4	16.09㎡
相談室	1	8.60㎡	事務所	1	23.10㎡	その他	1	28.20㎡

第5. 事業所の職員体制（令和6年6月1日現在）

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、法令、規則及び法人の諸規程の定めるところにより、事業所の業務を統括し職員を指揮監督する。

（2）生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活指導及び利用に関する事務を担当する。

（3）看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康保持に努めるとともに、医師の指示により看護を担当する。

（4）機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

（5）介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の生活の介護処遇に従事するとともに、センター内の清掃を担当するほか、利用日誌により業務の記録を担当する。

（6）調理職員 1名以上

調理職員は、管理栄養士の指示を受けて調理業務に従事する。

（7）技能作業員 1名以上

技能作業員は、利用者の送迎業務に従事する。

第6. 営業日時とサービス実施地域

営業日、営業時間	全日営業（1月1日は除く）、8：00～17：30	実施地域	弥富市、愛西市、木曽岬町、長島町
サービス提供時間	9：20～16：30（法定給付1日7・8時間）		9：50～16：00（法定給付1日6・7時間）

第7. サービス内容

(1) 次のサービスを通所介護計画書に基づいて提供します。

送迎…ご利用者の心身負担軽減のため、出来る限り送迎時間を短縮し、送迎にあたっては乗降及び送迎車両内の安全確保のために、介助のための人員を配置し、事故防止に努め安全第一に心掛けます。また、車椅子が必要な方は、リフトにて乗降車することができます。送迎時間は別に定めてお知らせします。（ご家族による送り出し、出迎えが基本ですが、事情により困難な場合は、担当ケアマネ又はデイ職員にご相談下さい。）

健康管理…①迎えの際にご自宅での体調をお伺い致します。センター到着後、血圧、脈拍、体温の測定を致します。

②体調の変化が見られる場合には、症状に合わせ対応するとともに、ご家族に連絡させていただきます。場合によっては早目に帰宅して頂き、受診等をお勧めします。緊急時は緊急搬送の対応となる場合もあります。

③食前食後の内服薬、点眼及び処置に必要な物品をご持参下されば可能な範囲で対応致します。当センターは医療機関ではありませんので、診断、治療、薬の処方をすることはありませんが、受診が必要と判断した場合にはお願いすることがあります。

入浴…ご利用者の心身状態に合わせた入浴介助を行います。（歩浴、座浴、リフト浴、寝浴、個浴等）

排泄…ご利用者の身体状態に応じた排泄介助を行います。

食事…ご利用者の状態に合わせ、普通食からミキサー食までご用意し、嗜好品、アレルギー、禁止食材等も考慮します。

口腔衛生…昼食後に歯磨き、義歯洗浄、嗽を遂行し感染予防と口腔衛生習慣の確立を支援します。

レクリエーション…集団的に行われるレクリエーションや創作活動等を通じて、孤立感の解消や心身機能の維持向上を図り、生きがいや趣味作り、ご利用者の希望を尊重した活動を行います。又、機能訓練を目的とした外出、季節に応じた行事に参加することにより、心身機能の活性化を図ります。

個別機能訓練…個別の通所介護計画書に沿って、心身機能や日常生活動作に必要な機能の維持向上を目的とした、訓練を実施します。

除の対象とならないサービス…利用金額の金額がご利用者の負担になります。

おむつ代(100円)、食事代(600円)（おやつ代も含む）、延長料金(1000円)

(2) 日々の送迎時や連絡帳、必要時は電話連絡にてサービス利用状況をご家族との連携を図ります。

(3) 法人家族会では、ご家族への相談援助、ご家族同士の情報交換や親睦を深める事を目的とした事業を行います。

(4) 個別の通所介護計画書の作成については、定期的に評価、見直しを行い、ご利用者又は家族に説明を行い、同意をいただきます。

(5) このサービスにあたっては、ご利用者の心身機能の低下防止となるよう適切かつ懇切丁寧にサービスを提供します。

(6) 職員は常に身分証明書を携帯しておりますので、必要な場合はその場でお求め下さい。

第8. 利用料金（法定給付の一日の通所介護サービス費と自己負担）

提供時間区分：6時間以上7時間未満（単位：円）

介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算Ⅰ	入浴介助加算	A 左記の合計金額	B Aの金額×0.092	C A+Bの金額×10.27	利用者負担額 ※1割 ※2割 ※3割	食事代+おやつ代	利用者合計負担額 ※1割（1回） ※2割（1回） ※3割（1回）
介護度1	584	22	40	646	59	7,240	724	600	1,324
							1,448		2,048
							2,172		2,772
介護度2	689	22	40	751	69	8,421	842	600	1,442
							1,684		2,284
							2,526		3,126
介護度3	796	22	40	858	79	9,622	962	600	1,562
							1,924		2,524
							2,886		3,486
介護度4	901	22	40	963	89	10,804	1,080	600	1,680
							2,160		2,760
							3,241		3,841
介護度5	1,008	22	40	1,070	98	11,995	1,199	600	1,799
							2,399		2,999
							3,598		4,198

※ B「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ」 C「地域単価」

介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算Ⅰ	入浴介助加算	A 左記の 合計金額	B Aの金額 × 0.092	C A+Bの金額 × 10.27	利用者負担額 ※1割 ※2割 ※3割	食事代 + おやつ代	利用者 合計負担額 ※1割（1回） ※2割（1回） ※3割（1回）
介護度1	658	22	40	720	66	8,072	807	600	1,407
							1,614		2,214
							2,421		3,021
介護度2	777			839	77	9,407	940		1,540
							1,881		2,481
							2,822		3,422
介護度3	900			962	89	10,793	1,079		1,679
							2,158		2,758
							3,237		3,837
介護度4	1,023			1,085	100	12,169	1,216		1,816
							2,433		3,033
							3,650		4,250
介護度5	1,148			1,210	111	13,566	1,356		1,956
							2,713		3,313
							4,069		4,669

※ B「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ」 C「地域単価」

第9. 利用料（法廷給付）の支払い

利用料は、翌月に利用料金お知らせの確認後、一括でデイサービスセンターに納入して下さい。また、あいち海部農業協同組合にて口座振替も行っております。（ご利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合は、利用を中止して頂く場合もあります）入金確認後、領収書を発行致しますので大切に保管して下さい。

【お支払い方法：□ 現金一括払い □ 農協口座引き落とし □ 法人口座振込】

第10. サービス利用の中止、変更、追加

- 利用前日までに利用中止の申し出がなく、当日になっての急な利用中止については、キャンセル料（食事材料費）として300円を頂きます。
- 要介護認定により要介護度に変更され、利用料金に変更が生じた場合は、変更された金額に合わせてご契約者の自己負担額を変更します。また、変更後にその差額が発生した場合は利用回数分請求させていただきます。
- 当日の急な体調不良やご本人、ご家族の都合により提供時間より早く帰宅された場合は、当該利用料を請求させていただきます。
- サービス利用の変更や追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を提示して協議します。

第11. サービス利用に関する留意点

- 施設、設備、敷地等はその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により現状に復して頂くか、それ相応の代価をお支払い頂く場合があります。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

第12. 衛生管理

事業所内において、感染予防に努めます。万が一発生した場合はマニュアルに沿って対応し、蔓延防止に努めます。その後、集団発生したと判断した場合には、管理医に報告し感染防止の助言や指示を仰ぐとともに、市町村担当課及び所轄の保健所に速やかに報告します。

- 血液、吐物、下痢便が衣類に付着した場合は感染拡大防止の為、破棄させて頂く場合がありますので、思い入れのある衣類や高価な衣類の着用は出来る限りご遠慮下さい。
- 感染症流行期前には必要な予防接種の投与、感染症流行期に風邪症状等で体調がすぐれない場合はご利用をご遠慮下さい。
- 感染症流行期には利用当日の検温やマスク着用をお願いする場合があります。
- ご利用の際に発熱、咳、鼻水等の風邪症状の悪化がみられた場合は、感染拡大防止の為に早目の帰宅をお願いする場合があります。

◇インフルエンザ流行期の利用判断基準

- ご本人感染時…お休み頂きますようお願い致します。
- ご家族感染時…①ご本人に発熱、咳等の風邪症状がある場合は、お休み頂きますようお願い致します。
②ご本人に上記の風邪症状がない場合は、ご利用前日の夜、当日の朝に検温して頂き、熱がなければマスク着用してご利用は可能です。

第 13. 事故発生時及び緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変等の緊急事態や事故が発生した場合は、下記の方法で対応します。又、事前の打ち合わせにより、ご利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、介護支援専門員等に連絡致します。ご家族等は、必ず緊急連絡先がとれるようお願いいたします。

- (1) サービス提供中に事故が発生、又は容態の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせに沿って連絡します。（利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先、介護支援専門員、お住まいの行政機関、その他等）
- (2) 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し事後報告となる場合もあります。
- (3) 必要に応じて、警察、消防、市町村、その他関係機関への連絡を致します。
- (4) 事故再発防止策として、事故報告書に基づき調査、検討し防止策の作成を行います。
- (5) デイサービスの会議に事故事例を提出し、再発防止に努めます。

第 14. サービスの内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情、相談

◇下記窓口にご連絡下さい。（保険者の行政機関、国保連）

◇デイサービスセンター輪中の郷の苦情、相談につきましては「村瀬 塁、水谷和宏」が対応致します。

相談窓口	窓口連絡先	相談窓口	窓口連絡先
デイサービスセンター輪中の郷	TEL：(0567) - 66 - 1170	弥富市役所 介護高齢課 介護保険係	TEL：(0567) - 65 - 1111
愛西市役所 佐織庁舎 高齢福祉課	TEL：(0567) - 25 - 1111	木曾岬町役場 福祉健康課	TEL：(0567) - 68 - 6104
桑名市役所 保健福祉部介護高齢福祉課 介護給付係	TEL：(0594) - 24 - 1186	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険室	TEL：(052) - 971 - 4165

第 15. 個人情報の保護について

当該事業所は、ご利用者等の個人情報適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- ① 当該事業所の従事者は、介護保険法等に基づき正当な理由なくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該事業所の従事者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 当該事業所では、ご利用者の医療上緊急の必要性がある場合又は、サービス担当者介護等で必要である限り、予めご利用者もしくはご家族からの文章による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者またはご家族の個人情報を用います。

第 16. 身体拘束その他の行動制限

- (1) ご利用者の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束又は行動を制限する行為は致しません。
- (2) 但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、事前にご利用者及びご家族へ十分な説明を行います。
- (3) 行動制限の根拠、内容、見込まれる期間、ご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- (4) 利用者が自立した生活を目的として、自らの申し出により体幹保持、姿勢改善のためのベルトを使用することは行動制限に当たりません。

第 17. 災害の対応、対策、臨時休業について

(1) 台風、大雪

提供日の朝、7:00 の時点において「愛知県全域」、「愛知県西部」、「弥富市」に気象警報【暴風、大雨、大雪、洪水】が発令された場合、その他送迎が困難と判断した場合は、送迎の安全を確保するためにサービス提供時間の短縮やサービス提供を中止する場合がありますのでご了承下さい。

(2) 地震

発生直後直ちに、ご利用者の安全確認を行い、施設の損壊状況調査を行うとともに、市町村災害対策本部、消防署、警察署等と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎます。

◇大規模地震に伴う、サービス提供の判断基準

	状況区分	サービス提供基準
注意情報 報道時	お迎え前	お迎えを中止します。
	お迎え車中	中止し自宅へお送りします。
	サービス提供中	サービスを提供し自宅へお送りします。
		外出時は、サービスを提供し自宅へお送ります。
	送り車中	そのまま自宅へお送りします。
警戒宣言 報道時	お迎え前	受け入れを中止します。
	お迎え車中	中止し自宅へお送りします。
	サービス提供中	施設内の場合はそのまま施設で待機します。
		外出時は、最寄りの避難所へ移動します。但し施設近くの場合は施設へ戻ります。
	送り車中	施設へ戻り、施設で待機します。

(3) 非常災害時対策

事業所は、防火管理についての責任者を定め、日常災害に関する防災計画を作成し日常災害に備えるため、定期的に避難や救出等の訓練を行います。

第 18. 情報開示

事業所の概要、サービス内容等について、センター内にある情報公開内容の冊子にて閲覧できます。

※インターネット配信（パソコンがない方はお知らせ頂ければ資料をお渡します）

アドレス（輪中の郷） E-mail・・・info@//yatomifukushikai.com URL・・・<http://yatomifukushikai.com/>

第 19. 第三者評価実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果開示	あり なし
	なし		

第 20. 損害賠償

事業所の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償し、守秘義務に違反した場合も同等とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者におかれた心身状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

第 21. その他

事業所に対する質問、要望等については事業所として適切に対応します。

令和 6 年 6 月 1 日現在

※通所介護サービスの提供に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所：デイサービスセンター輪中の郷 説明者職名： _____ 氏名： _____

※私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

説明同意年月日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者住所： _____

利用者氏名： _____ (自筆・代筆) 代筆理由： _____

代理人氏名： _____ 本人との関係： _____